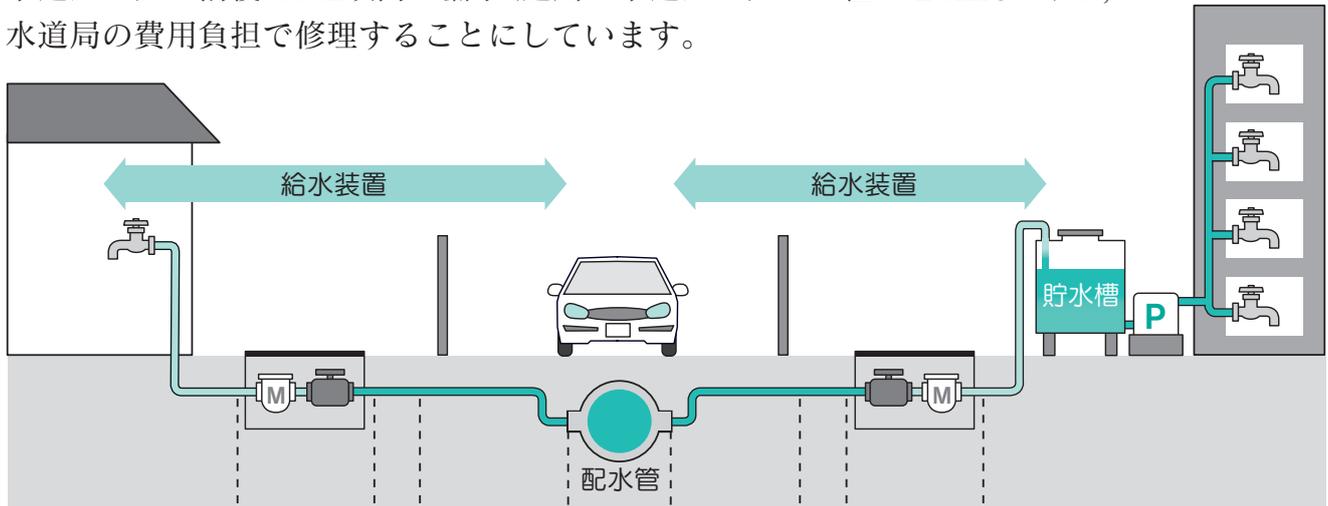


給水装置は個人の財産です

給水装置とは、水道局が管理する配水管から所有者(需用者)が分岐して、自宅等に引き込んだ水道管(給水管)から蛇口まで(貯水槽が設置されている場合は貯水槽まで)の設備のことです。この給水装置の工事は、所有者の費用負担で行われるもので、水道メーター以外は全て個人の財産となります。従って維持管理(点検・修繕)も基本的に所有者の責任によって行われるものとなっています。ただし、公道部分は道路陥没等の二次災害を避けるため、また、水道メーター前後 50cm以内の漏水(適用：水道メーター口径が 25mmまで)は、水道局の費用負担で修理することになっています。



| | | | | | | | |
|------|----------------|-----|---|----------------|-----|-----|-----|
| 漏水修理 | 所有者 | 水道局 | 所有者 | 水道局 | 所有者 | 水道局 | 所有者 |
| | | | 水道局 宅地内の第1止水栓まで ※ただし、公衆用道路と宅地の境界から宅地側 2m 以内 | | | | |
| 維持管理 | 所有者(水道メーターを除く) | | 水道局 | 所有者(水道メーターを除く) | | | |
| 所有権 | 所有者(水道メーターを除く) | | 水道局 | 所有者(水道メーターを除く) | | | |

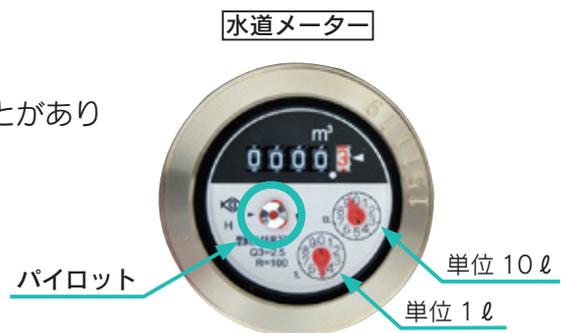
※漏水修理に関するお問い合わせは水道局工務課へ (☎ 81-3969)

◆給水装置の定期的な維持管理をお願いします

- 定期的に漏水の点検をする習慣をつけましょう。
- 漏水を放置しておくと、思わぬ高額な請求を受けることがありますので、早めに修理しましょう。

【宅地内漏水の調べ方】

- ①蛇口を全部しめる。
 - ②水道メーターのパイロットを確認する。
- ※パイロットが回ってれば、漏水の可能性あります。



◆水道メーターの管理にご協力をお願いします

- 水道メーターの上に物を置いたり、水道メーターの近くに犬をつないだり、木を植えたりしないでください。

【水道メーターの取替】

水道メーターは、計量法で 8 年間の有効期間が定められています。そのため、水道局では有効期間満了の年月までに水道メーターの取り替えを行っています。ただし、集合住宅等の私設メーターは、所有者が取り替えを行うことになります。

